

議事日程第4号

令和7年12月8日(月)

第1 市政一般に対する質問

安田 健次郎

船木 正博

古仲 清尚

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16人)

1番 吉田 清孝	2番 古仲 清尚	3番 鈴木 元章
4番 安田 健次郎	5番 吉田 洋平	6番 蓬田 司
7番 船木 正博	8番 佐藤 誠	9番 畠山 富勝
10番 進藤 優子	11番 笹川 圭光	12番 太田 穰
13番 三浦 利通	14番 小野 肇	15番 田井 博之
16番 小松 穂積		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局 長	原田 徹
副事務局 長	濱野 美紀子
主 席 主 査	三浦 洋平
主 席 主 査	中川 祐司

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	総務企画部長	杉本 一也

市民福祉部長	畠山隆之	観光文化スポーツ部長	三浦大成
産業建設部長	鈴木健	企業局長	湊智志
企画政策課長	高桑淳	総務課長	平塚敦子
財政課長	沼田弘史	福祉課長	北嶋三世
生活環境課長	岩谷一徳	観光課長	村井千鶴子
男鹿まるごと売込課長	伊勢谷毅	農林水産課長	夏井大助
建設課長	三浦昇	病院事務局長	天野秀一
会計管理者	佐藤静代	教育総務課長	湊留美子
こども未来課長	清水琢	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	濱野勇幸	企業局管理課長	目黒一人
ガス上下水道課長	斉藤清彦		

## 午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

### 日程第1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

4番安田健次郎議員の発言を許します。4番安田議員

#### 【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番（安田健次郎議員） 皆さん、おはようございます。

私も今回一般質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、初めに物価高騰対策という通告をしていますけれども、先ほど会派代表者会議でもありましたように、この物価高騰対策ということで、国も今、間もなく最終決定なされると思っておりますので、まあ会議を開いて、いろいろ変化っていうかね、取組が変わるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

異常事態と言われております、今のこの物価の高騰っていうのは、非常に国民にとっても市民にとっても深刻な問題ではないかというふうに思っております。特に米騒動と言われる、米や食料品のみならずね、もう公共事業や建設事業にも大変なしわ寄せが行って、工事の遅れや倒産などが相次いでいると言われております。特に福祉関係へのしわ寄せも結構ありまして、病院はもう全国で、一般病院でも29.3パーセント、そして精神科医院では、もう44.1パーセントという病院が赤字だと言われております。まあこの間、国に対して病院の団体などが申入れをしているようでもありますけれども、いずれにしてもこうした状態っていうのは大変なことではないかなと、命に関わる問題だというふうに私は捉えています。

で、特に介護保険、今申し上げましたように、介護施設などが非常に大変だということで、今回も取り上げさせていただきたいなと思っております。特に、人的な要因もあるわけですが、やっぱり施設の運営についてもね、この物価高騰の影響が大きいそ

うであります。で、いわゆる在宅系などは、もう49パーセントの施設が赤字だと言われています。この間の報告でデータが出ておりました。さすがに今回は、国も、この経済対策ということで、今のこの臨時国会で20兆円を超える補正予算を審議しているようでもありますけれども、報道などによりますと、幾らかガソリン税が、少しこの頃下がってるわけですが、ガソリン税の引下げが前もって進められているようではあります。動きであります。で、ガスや電気、これらへも補助を出すというふうには言明しているようでもありますけれども、特に、この医療と介護関係者の賃上げ、これが今、問題ではないかなというふうに思います。そして、子育て応援手当1人2万円の給付などもありますけれども、いわゆる自治体が自由に使える重点支援地方交付金、この2兆円を待っている状態ではないかなというふうに勝手に察しているところでもあります。

で、市の対策も今回は、こうした状況を見定めての補正の中身だろうと思うわけがありますけれども、ちょっとこの間、議案等説明会で読ませていただきましたら、観光対策については5,000万円ほどの予算を盛り込むようでありますし、ただ、低所得者層への灯油代、これ1所帯当たり6,000円で2,800万円と、ちょっとどうかと、まあ多ければ多いほどいいだろうと思うんだけどね、それにしても障害者施設では1,200万円程度。で、子育て支援の対策などもあるわけがありますけれども、こうしたことについての、まあ手当てについては大いに歓迎するべきことではあると思っています。ただ、今申し上げましたように全国的な、全国的な、そして全市民的な今の状況を見ますと、国や県の方向を見ながらということで対応するようではありますけれども、いずれにしても尋常ではないというか、超異常な物価高騰の到来だと、現実だというふうに思います。そういう点では、もう少し、まあ財源の問題もあるのは重々分かりますけれども、もっと広範な取組、もっと広範な市民への手だてを今こそ考えるべきでないかなというふうに私は考えているところでもあります。そういう点では、過去にやりましたプレミアム付商品券とか事業者への支援だとか、いろんな方法はあると思うんですけれども、私なりに以下の主な課題についてだけ申し上げさせていたいただきたいと思います。

もう一つは、忘れると困るので付け加えておきますけれども、町内会などもね、今、値上げ攻勢が続いています。これもやっぱり物価高騰なり、今の御時世を反映している

状況ではないかなというふうに思って、これから各町内会それぞれ総会があります。正月前後にかけてね。そういう点では、私にも要望が寄せられてます。他の議員さん方も大変要望を聞き入れているようでありますけれども、そういう点では、この町内会に対する支援などもね、忘れないで取り組むべきではないかということをもって提案させていただきたいと思います。

で、課題について伺います。

一つ目は、今申し上げましたように、一般市民向けといいますか、そういう点では何らかの支援などが必要ではないでしょうか。

二つ目は、景気対策も兼ねられると思うんですけれども、申し上げましたように商品券や業者、商工業者や、さらには個人業者、こういう方々への支援対策も盛るべきではないかなというふうに考えられます。

三つ目は、漁業問題っていうことで通告しましたけれども、これ、議案等説明会の際に、ちょっと私、耳も悪かったんですけど、漁業支援もやるようになっていう話があったようですし、その後にもあったようですけど、まあこれはだぶるかもしれませんが、私の頭には、もう通告が早かったものですから、漁業者も大変だと、ハタハタ問題もあったし、前もって頭にあったものだからね、通告させていただきました。

この漁業に対する特別な手当でもね、今回も必要ではないかなというふうに思っていますけども、どういうお考えなのか、示していただければありがたいと思います。

次、2番目についてお伺いします。

通告は気候温暖化対策っていうことで、まあ呼び名は温暖化とかいろいろあるわけだけども、今ね、誰もが十分に御承知なわけですけども、まあ世界規模といいますか、地球規模でも異常気候。この温暖化は全ての人々に不安を与えて暮らしが脅かされている現実ではないかと思います。誰もが何とかならないものかと、どうなるんだろうかという不安が非常に広がっている現実にあります。今、確かに国際的な規模でも取組が進んではいるようでありますけれども、まだまだ足並みがそろわないといいますか、国連こぞっての対応などは遅れがちでいるわけであります。こうした問題を放置しておけないということで、今、全世界的に個人的な規模での温暖化対策への思いを込めて取組が進んでいるようであります。

で、将来やっぱり暮らしやすいついていう観点でいきますとね、やっぱり食の安全と

か、この気候に対する問題とか、それから災害対策とか、こういう点についてのね、ささやかであっても取り組むっていうのが、やっぱり男鹿市の民度の高まりという点でいけば必要なのではないかなというふうに考えて質問させていただいてるところであります。

特に、今、秋田市内で私何回か集会に行ってますけども、食とこの気候の問題についてのいろんな集会が開かれています。県立大学などを中心にしてね、やられていますけれども、こういう取組もね、やっぱりもっと広範に取り組むと。そういう点では男鹿市はそれなりの対応を結構やってると思うところがあるわけですがけれども、特にLED化とかね、自然エネルギー電気などの取組に対する支援、さらには、この間もあったようにね、新聞でありました、協定を結んだ海の問題もありますし、海藻類などのね、こうした二酸化炭素を蓄積させるという、ブルーカーボンによる温暖化対策の実証なども進められているようであります。こういう点では非常に喜ばしいことでもありますけれども、さらにもっとね、男鹿市の民度という関係、将来の男鹿市の市民という立場から見るとね、もう少しこの対策を強化してもいいのではないかなという観点で、今回二つばかり取り上げさせていただきました。

一つ目は、全国的には36都道府県かな、取り組んでいるようでもありますけれども、Jクレジット創出販売事業というのがあってね、企業に対してノルマを、ノルマっていうか、取り組んだやつを売ると、お金で売買するというような形でのクレジット創出販売事業、この取組がね、農家の水田、田んぼの中干しを延長することによって相当な効果があると言われておりますので、これらの取組対応などはできないのかどうか伺っておきたいと思えます。

二つ目は、脱炭素社会の実現ということで、果樹の剪定。なぜ取り上げたかというとな、ここは梨が東北では唯一の、産地化が、大きな産地として注目されているわけでもありますけれども、これ桃で成功してる例が多々あるわけです。桃だけじゃなくてね、果樹に対して、この脱炭素社会っていうことで、やり方はバイオ炭っていうかね、私まだ詳しくは調べてないんですけどもね、新聞などで見ますと写真もあって、炭を作ると、枝、剪定した枝をね。その灰を圃場に返すと、非常に良好な果物ができるというのが実証されています。この取組、今、資料そこにあるわけだけけれども、全国的に高まっています。何よりもやっぱりブランド化すると。男鹿市の梨がね、そうい

う点で名声をはせていくと。どこにも引けを取らない梨づくりだと。たまたま産地が大きいわけでありますから、非常に有効なのではないかなと思って取り上げさせていただきました。これらに対する取組などもできればお願いしたいなというふうに思っています。

3番目について伺います。

多少触れましたけれども、この福祉問題。これも景気と言ってもいい、そして今、災害と言ってもいいと。特に介護保険の三つの課題が私、頭から離れなくて、取り上げさせていただきました。非常に大変な問題だというふうに思います。

この福祉の問題について伺いますけれども、依然としてやっぱり高すぎるっていう嫌いは拭えない。この国保税。何と言っても、まあ加入している階層の問題もあるわけけれどもね、他に比較してね、やっぱり高い。特に男鹿市の場合は県内でも13、ちょっと資料、今あれだけれども、十二、三番目、中くらいではありますけれども、やや高いほうだというふうに思っています。今、資料を忘れてきましたけれども。

もう一つは介護の問題です。特にこれも大変な状況で、今、支援が下がる一方で、特に施設の倒産がね、基準の引下げがありました、去年、おととしか。基準の引下げなどがあって、在宅介護で47パーセントの事業所が全国的に赤字だと言われていいます。で、訪問介護などに取り組めない事業所が、昨年だけでゼロになった自治体が107町村あると言われていいます。訪問介護ですね。男鹿市の場合は頑張ってるわけけれども。だからそういう点ではね、非常にこの介護保険をめぐる施策が弱まっているっていうかね、大変な状況になっているということを訴えたいわけであります。

で、さらに今この頃、臨時国会と同時に厚労省の介護をめぐる審議会が開かれていますけれども、どうもその中身をニュース等で見ますと、要介護1・2の生活支援、これを打ち切ると。長年、25年になりましたか、介護保険が始まってから。今度は、この介護保険1・2を、手当てを打ち切るっていう諮問が出されています。さらに、この利用料をね、今まで1割ですけれども、まあ1割だったらしょうがないやっということで我慢してきたと思うんだけど、今度はこれも2割にすると。さらに、今、私は実需者だけれども、ケアプランやってもらいますと、今までは無料です。これも今度有料にしようということになっているようであります。こうして、いわゆる保険あって介護なしと、25年なって将来どうなるかっていうことが、民間の新聞ですら

将来を危ぶむ記事を出してるわけでありましてけれども、この介護保険をめぐっての動きは、やっぱりどうしてもこの切下げなどを食い止めていかなければならない。特に男鹿市の場合、高齢者人口が多いです。所得階層が低いところにあります。

そういう点ではね、こうした介護保険なのか、国保なのか、住民負担に比べられなくなると、非常にやっぱり人口問題も絡めてね、衰退する男鹿市になるのではないか。夢だとかが不足する男鹿市にならないかということをおは危惧してるわけです。ですから、そういう点ではね、国がどうであれね、やっぱり自治体でね、それを跳ね返して、きちっとした住みやすい男鹿市と、一人も取り残さない、そういう施策がね、これから求められていく必要があると思って今回取り上げさせていただきました。

で、これも質問通告が、ちょっと間に合わなくて、詳しく調査しないで通告しましたけれども、一つ目は、介護保険の利用者に負担を強いる制度改正ではなくて、利用者に寄り添った施策を重視して取り組むべきではないかと。その姿勢を聞きたいと思っています。

二つ目は、国保会計への自治体からの法定外の支援策は今やられてませんが、この自治体に対する支援対策を充実させていくと。確かに国の圧力があると思うんだけどね、独自のやっぱり、直接、秋田県内で高いと言われるこの国保税をね、引き下げる手だても私は考えるべきではないのかなというふうに思いますので、それらに対する心構えっていうかね、取組方向などを示していただければありがたいなと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

安田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の第1点は、物価高騰対策についてであります。

国では、足元の物価高への対応として、食料品価格の高騰に対する特別加算や子ども1人当たり2万円の子育て応援手当、ガソリン暫定税率の廃止、電気・ガス料金の負担軽減支援などを実施するとしております。

これにより、ガソリンについては、1リットル当たりの低減額が10円から25.1円に拡大されるほか、電気・ガス料金については、年明け1月から3月までの3か月で7,000円程度を値引きする支援策など、全国一律の物価高騰対策が講じられます。

一方、市内においても、食料品を中心とした物価高が家計の安心を揺るがしているほか、原材料費や物流コスト、人件費の上昇などが事業収益を圧迫していることに加え、気象災害やクマの異常出没が市民生活や企業の事業活動に大きな影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、市としましては、時期を逸することのないよう、国の補正予算の成立を待たずに、今定例会の補正予算案に、灯油購入費への助成や福祉介護施設への支援、宿泊・観光事業者や農業・漁業者をサポートするための関連経費を計上しております。

また、この後、食料品の特別加算を含めた本市への交付限度額など、重点支援地方交付金の全容が示されることを見据え、現在、さらなる個別事業の検討を進めているところであります。

物価高が全ての市民に影響を及ぼす中、交付金の活用にあたっては、これまで同様、より深刻な影響を受け、真に支援を必要とする方を重点的かつ効果的に支援することを基本としながら、新たに設けられた制度内容を踏まえ、商品券や現金給付も選択肢に入れながら、活用手法とその対象者を適切に判断し、市民生活や市内経済を下支えしてまいりたいと考えております。

次に、漁業者への支援についてであります。

市ではこれまで、物価高騰の影響を受けている市内漁業者の経営継続のため、漁船の燃料費や船外機・魚群探知機など省エネや、生産性向上に必要な設備の導入に対する支援を、断続的に都合7回にわたり実施してまいりました。

しかし、長引く物価の高止まりに加え、ハタハタやサケなど主要魚種の著しい不漁により、漁獲量、漁獲額ともに年々減少傾向にあり、漁業者の経営継続にかつてない危機感が広がっております。

こうしたことから、今般の定例会において、漁業者や水産加工業者を対象に、燃油や資機材の価格高騰分の一部として最大30万円を支援する、「漁業経営物価高騰対

応経営継続支援事業」を予算計上しております。

本市の漁業・水産業につきましては、足元の物価高騰対策や漁獲減少に対する当面の経営継続を支援するとともに、水産業振興ビジョンに基づき、サーモンやクルマエビなどの養殖事業や遊休施設を活用した陸上養殖、魚種・漁法転換への支援を積極的に推進しながら、漁業者に寄り添ったサポートを継続してまいります。

御質問の第2点は、気候温暖化対策について、まず、Jクレジット創出販売事業への取組についてであります。

Jクレジット制度は、温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として認証する制度で、水稻の中干し期間の延長によるクレジット化については、22の民間企業等がプロジェクト登録をしており、全国37道府県で5万ヘクタールを超える面積で取り組まれております。

本市においても、ベンチャー企業や農機具メーカーなどがプロジェクト登録者として参入しており、約30の経営体が、面積にして数百ヘクタール規模で取り組んでいると承知しております。

御案内のとおり、水田では強力な温室効果ガスであるメタンが発生しますが、中干し期間を延長することで土壌が乾燥し、発生量を約3割削減できることが明らかとなっており、その削減された排出量をJクレジットとして企業等に販売することで、地球温暖化に貢献するとともに、農業者は追加的な収入を得られることから、持続可能な農業経営にもつながるものと考えております。

一方で、中干し延長による水田の乾燥で、収量や品質が低下する可能性があるということも、十分承知した上で取り組んでいただきたいと考えております。

来年度からJA秋田なまはげが民間企業と業務提携し、Jクレジットの申請手続など農業者の参入をサポートする予定と伺っておりますので、こうした情報について農業者へ周知しながら、参入しやすい環境づくりを後押ししてまいります。

次に、4パーミル・イニシアチブへの取組についてであります。

4パーミル・イニシアチブは、もしも全世界の土壌中の炭素量を毎年4パーミル、つまり0.4パーセント増やすことができれば、大気中の二酸化炭素の増加量を相殺し、地球温暖化を防止できるという考え方に基づいた国際的な取組であります。

国内では山梨県の取組が先進事例として知られております。ブドウや桃などの果樹

の剪定枝を炭にして圃場に散布することで、炭素が土の中に長期間貯留され、温暖化対策として有効であるとともに、樹木の生育を促したり病虫害の発生を抑制するなど、土壌改良材としても優れた効果を発揮するとされています。

本市には、北東北最大の和梨産地があり、その栽培から生じる大量の剪定枝を、単なる廃棄物として処理するのではなく、バイオ炭として有効活用することは、脱炭素社会の実現に向けた有効な取組であると考えております。

取組に当たっては、炭化に必要な機器の導入やバイオ炭の安定的な処理に係る労力などの課題も想定されますので、山梨県などの取組事例を紹介しながら、果樹組合の皆さんと相談してまいります。

御質問の第3点は、福祉問題について、まず、利用者に寄り添った介護保険制度についてであります。

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自分らしく生活を営めるよう、必要なサービスを提供する仕組みとして平成12年度から始まり、現在では社会に欠かすことのできない制度として定着しております。

制度開始から四半世紀となる今日、人口減少や高齢化などの社会環境の変化を踏まえ、現役世代の負担に配慮し、保険財政の安定化による制度の持続可能性を高めることが重要な課題となっていると認識しております。

こうした中、さきに実施された全国の自治体を対象としたアンケートでは、制度の持続性を高めるための財政負担の在り方について、多くの首長が国の公費負担の引上げを優先すべきとしつつも、利用者負担の拡大についても一定の理解が進んでいる状況がうかがえたところであります。

令和9年度からの次期介護保険制度の見直しに向けて、現在国が検討を進めている項目は、一つが、比較的軽度とされる要介護1・2の方の生活支援サービスを介護サービスから除外すること、二つ目として、ケアプランを作成するケアマネジメントに自己負担を求めること、三つ目として、一定以上所得のある方が対象となっている自己負担2割の対象範囲を拡大することの3点であります。

このうち要介護1・2の方については、認知機能が低下し、訪問介護や通所介護などのサービスがなければ自立生活が困難な方が多く、専門的な関わりが必要であること、また、ケアマネジメントの有料化については、サービスの利用控えにつながりか

ねず、軽度のうちに利用して重度化を防ぐという本市が目指すところと相入れない内容でありますので、慎重の上にも慎重に判断すべきと考えております。

一方、利用者の2割負担の対象範囲を拡大することについては、支払能力に応じた負担という観点から避けられないものと考えておりますが、その際にも、年収や預貯金などの負担能力の中身を十分見極めるとともに、急激な負担増とならないような配慮を講じるべきと思います。

こうした国の議論の行方を注意深く見守るとともに、市としても制度の持続可能性を高めていく取組が必要と考えており、「お世話型」から「自立支援型」介護への転換をはじめ、高齢者が元気に暮らすための通いの場の拡大やボランティア団体の育成など、地域の支え合いを広げる対応を強化してまいります。

次に、国保会計への自治体の支援についてであります。

国民健康保険制度の運営に当たっては、保険税と国・県等の公費による収入をもって賄うことを基本としており、赤字補填を目的に安易に一般会計から法定外繰入れを行うことは、厳に慎むべきと考えております。

かつて本市においては、保険税を据え置く一方、財政調整基金に過度に依存した運営を行った結果、国保財政が逼迫し、基金も枯渇してしまい、国保会計の破綻と被保険者の急激な負担増を回避するため、やむを得ず、平成27年度と28年度に合わせて4億円近くを一般会計から繰入れするという苦い経験がございます。

そのことを教訓に、同じ轍を踏むことのないよう、その後の保険税につきましては、向こう5年間おおむね安定的な財政運営が可能な税率を定め、単年度ごとに検証を行いながら、3年をめぐりに見直すことを基本として運営してまいりました。

平成30年度からは、国の支援拡大の下、県が財政運営の主体となる広域化が実施されたこともあり、本市の国保財政はおおむね安定的に運用されてきており、令和3年度と6年度には、財政調整基金の一部を活用して税率の引下げを行ったところであります。

今後も、保険税や公費によって運営することを念頭に、ゆめゆめ法定外の繰入れなどを行うことのないよう、被保険者数や給付費の動向、基金残高などをしっかりと見極めながら、国保財政の安定的な運営に努めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 大分質問と対応がかみ合ってるようでありましたが、少しだけ質問させていただきます。

ガソリンとか電気の料金はあるんだけど、なぜ水道がないのかなっていう感じを持ってんだけど、これの理由なんか分かるのでしょうか。あれと思って。水道なんかもあってもよさそうだけど、三種の何だっけ、生活に欠かせない三つの問題からすると、なぜないのかなと。

もう一つは、付け足しで質問追加させていただいたんだけど、町内会とかね、今の国で描いてるパターンのほかにね、こういう自治体に入るとね、結構細かい支援対策が必要だと思う。まあさっき言ったように町内会とかね、さらに飲食業も含めた、こういうことに対する対策をもう少しやらないと、全体的な景気が上向かないっていう嫌いがありますので、この点もうちょっと強める必要があるんじゃないかなということについてはどうなんでしょうかと思います。

確かに子育て支援とかね、低所得者については非常に喜ばれています。ただね、やっぱりそのボーダーラインの方々ね、生活保護でもない、ところが日雇いみたいな安い給料で暮らす、ぎりぎりのボーダーラインの方々、この人方がね、「何でおら方はないのかな」と、「何でおら方にはそういう灯油補助だとかってないの、安田さん」、こう言われますよね。皆さんも言われるとは思うんだけどさ。そういう点ではね、もっと幅広い全市民的な対応も、もうちょっと強化できないかなと。まあ国でやる具体的なやつはまだ私分からないところもあるわけだけどもね、市長は国の動向見ながらっていう見解なんでね、もっともっと進んだ対応ができるとは思うんだけど、この二つについてお聞かせ願えればと思います。

それから、漁業の問題は、まあこのぐらい。ただね、漁業補償7回やったっていうことで豪語してるわけだけども、確かにそのとおりだと思う。ただね、結構、災害あると大手の、大手っていうか、定置網だとかね、大謀網だとか、こういう方々には物すごい100万単位での補填金とかって出ることがあるんだけど、小さな漁業者に対してね、あまり恩恵がないっていうふうに捉えられているんですよ。で、零細漁業者っていうのはね、設備投資とかってあんまりない、まあ網、漁具っていうのも設備だわけだけど。船とか網とかあるんだけどね。これらに対する、小漁業者って

うかね、小規模漁業者というの、この方々への支援がね、ややもするとちょっと落ち目じゃないかっていう批判があるんだけど、これらについては今の対応策で十分と思っているのかどうか、答えていただければありがたいなというふうに思います。

それから、二つ目のJクレの問題でまた聞きますけどもね、これ私何回も民度って言ってるんだけど、やっぱり食の安全とかね、公害とかって、今市長も答えたように、全世界的な規模でね、この大変な状況を打破しようという思いもあるっていうことを認めているようだけどね、やっぱり男鹿市はそういう点ではね、将来に向けた気候変動対策にも取り組んでいるよと。私、ブルーカーボンだか何かやるって、今回の協定を締結したのがね、非常に喜ばしく記事を読ませていただいています。そういう点ではね、一定の方々がね、やっぱり、ああ男鹿市はいいことやっていますねと、やっぱり住みやすいよねと、志が高いねというふうに言われています。言う方もいます。そういう点ではね、この問題、何とかしてもっと強化したいなと思ってやったんですけども、今の答えだとね、私の調査不足で悪かったんだけどね、大体まあ農協関係だと音痴になってるわけだけでも、今回は農協も取り組むってような答弁だけでもね、やっぱり今の答え聞きますと、まだ30ぐらいの経営体、数百ヘクタールということから見るとね、私が住んでるあそこら辺の規模から見ると、もっともっと取り組んでもいいんじゃないかなというふうに思う。

で、要はね、なぜ質問したかっていうと、これ手だて分からない方が結構いるんです。私もそうだけれどもね、要綱だとかね、取組手だて。そういうのをやっぱり、専門家の皆さんがいるわけですからね、広報っていうか、ある程度アピールしていくっていうかね、やっていったほうが、もし、まあ田んぼには圃場がいろいろあるんでね、乾きすぎる田んぼは嫌われます。これは分かっています。私もね、やったらどうかって言ったらね、何と乾いて何もかもない、それは十分分かる。でも圃場によってはね、全国的な規模で広がってるっていうこと、大分増えてるっていうことでね、やっぱりまだまだ取り組む要素があるのではないかな。

で、これなぜ質問、くどいようだけど、皆さんがある程度、市役所でこういうのを呼びかけたり、やっていますよ、手だてはこうですよって教えてもらえればね、もっと取り組む要因があるのではないかなと私思ったので、それについてはどうなのか、もう少し、細かいことだけれどもね、手だてを聞かせていただければと思います。

で、梨の果樹の問題はね、山梨県でも桃だとかね、結構、ここに資料あるんだけどもね、果樹のブランド化のためにね、このパーミル問題はね、取り組んでるところが結構あります。そういう点では、我が男鹿市も今ね、特産品で誇れるものがね、メロンが廃れてくるとやっぱり梨かなという点ではね、この梨の産地はね、どうしても切らしたくないなという意味で取り上げたんです。まあ補助などは結構、梨は霜対策などやっていますのでね、相当喜ばれてるんだけどもね、もしできれば、炭にしてブランド化をしてね、天下一の男鹿産の梨というのにもつなげる手だてなどは、もしかしたら考えられないかなという思いで質問させていただきました。

あと、ほとんど国と一緒に取り組む個々の方向がありますのでね、どれだけ具体化されて対応されるか分からない面もありますけれども。

で、福祉の問題、最後。市長会を通したり、知事会を通したりして、国に物すごい、まあ国の動きが重要なことは十分分かるんですよ。だけれどもね、国の動きが悪いから、国がこういう改悪をするからっていうことで、やむを得ないっていう立場はね、私は自治体として取り組むべき問題ではないと。憲法上の問題からいってもね、自治法の法律上の問題からいっても。そのために先ほど国保の問題ね、男鹿市は一生懸命手だてしてくれたんだけども、そういう点ではね、特に介護に関わる問題はね、職員は一生懸命やって相当難儀してるんですよ。介護の仕事っていうのはね、今増えてきてるっていうかね。ノルマが多くなって。ところが負担の割には倒産はする、予算は足りなくなると。で、国も何ぼか今度は人件費も補助すると言ってます。ところがやっぱりまだまだね、この基準を引き下げていくっていう嫌いがあるので、ここらに対して、まあこれから市長会とかで市長が頑張るとは思うんだけどね、もしできる限りの財源、まあ確かに財調の問題ある。でも、私、この間ちらっと見たらね、いろんな財調も含めてね、規模ね、100億円近い積立金っていうのがあるわけだからね、それが全部、目的外のものもあるよ。それは通称を私言うわけだけどもさ。でも災害があればっていうことだとかね、何かがあればとか、非常時だとかってことでの財源の蓄えっていうのはね、自治体にとって果たしてどうかなと。その論でいきますとね、何百億ためたってね、際限ないですよ。今の災害なんかを考えればね。だからそういう点ではね、ある程度市民に寄り添う形でいくと、今まで取ってきた施策、国保に対する思いやりだとかね、そういうのをもっとやる意味で、介護に

についてはね、この今の逆行に対してね、もう少しやっぱり手だてをね、対応できないかなって思うように思うので、もう一回もしあれだったら市長の、この全体的な、介護の問題点についてだけ、もう一度市長、私がこう言っても国の方向どおりかっていうニュアンスで捉えてしまったんだけど、そこら辺について御見解を伺えればありがたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） お答えいたします。

介護保険の関係ですけれども、まず市長の答弁にもありましたとおり、今、3点について国のほうで議論されています。その中で、介護1・2の方、この方たちにつきましては、比較的軽度だと申しましても、やはり身体機能が低下していたり、あるいは日常的な見守りや介助が必要な方ですので、そういった方々がですね、仮に認知症を発症した場合、正しく判断できなかつたり、正確に物事を考えられなかつたり、そういった問題もございますので、そういった方々の介護1・2からの対象の除外については、やはり慎重に考えていただきたいと思います。

また、ケアプランの有料化につきましても、ケアマネさんの仕事、有料化にすることで増えることも考えられますので、これにつきましても同様だと思います。

で、2割の対象拡大につきましても、介護保険、現役負担の負担増といった課題も抱えておりますので、そういったところを解消していかなければ、なかなか継続してやっていけないと、そういった課題もありますので、その部分については、国のほうでも給付と負担、そういったバランスの均衡を図るといった観点で議論されておりますので、その辺は我々もしっかり行方を見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

物価高騰対策についてでありますけれども、議員のほうから水道料金に対する支援

といたしますか、そういったお話ございましたけれども、もともと国のほうで行う電気・ガス料金負担軽減のための支援については、エネルギー価格高騰に伴うというような背景がある支援だというふうに理解しております。水道料金、うちのほう、料金改定は行っておりますけれども、物価高騰に対して特段その料金を上げたりはしておりませんので、ただ、他自治体でこういった水道料金への支援も実施していることから、こういったところも踏まえて、庁内の中では検討していきたいというふうに思っております。

もう一点、ボーダーラインの方というふうな、灯油につきましては、非課税世帯に対して支援するわけですが、そのところ、必ずどこかでラインを引けばボーダーの方っていうのは必ず出てくるわけですが、令和4年ですか、うちのほうでは、これまで低所得者世帯とすれば非課税世帯というふうな中で、これうちのほうだけでなく、全国的にそこがライン、低所得者世帯とする一定のライン引きがそこであろうというふうに思いますけれども、令和4年には他の自治体に先駆けて、均等割だけかかっている世帯、そこに対しても支援するというようなこともやっておりますので、こういったところも含めてどこまでの支援をするかということは、この後よくよく検討していきたいというふうに思っております。

先ほど市長答弁したとおりでありますけれども、この後、新たな制度内容が示されると思いますので、そういったところをよくよく吟味しながら、こういった方々を対象に、こういった手法でやるのか、もちろん町内会に対する支援も含めて検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） お答えします。

私からは、漁業、それから農業の脱炭素についてお答えします。

まず、漁業ですが、小規模な漁業者に対する支援ということについて十分かどうかということでございますけれども、市長お答えしております、これまで累次行っていた対策ですが、この中で、例えば漁業経営継続緊急支援事業ということで漁業の生産者向上に必要な機器導入に対する経費、こちらに対する経費の補助というのも4回ほど実施しております。こちら一番活用されているのが船外機の購入に

ついでの支援となっております。船外機ですので、こちらは小規模な、あまり大きくない船で漁業を営んでおられます漁業さんから活用していただいております、非常に好評でございます。

それから、今回の補助ですけれども、こちらは資機材の高騰、それから水揚げの減少など非常に厳しい状況が続いているという漁業者さんの声を直接伺っております、そして今回、まあ昨年の補正でも予算をつけていただきましたけれども、今回また御提案したということで、こちらについても漁業者の経営の継続に一定の効果があるものと、非常に喜ばれている事業であるというふうに考えております。

それから、Jクレジット、中干し期間の延長であったり、果樹での炭にして土壌に戻すと、そういった取組、様々あると思います。これから脱炭素というのが非常に重要な取組だというふうに考えておまして、市としても、全国的にもですし、県内でも、また男鹿でもこの動きが非常に増えてきているというふうに認識しております。中干し期間の延長では、先日の営農フェアでも事業者さんが説明会をしているのを私も見まして、非常に熱心に農家の方が聞いていたのを私も見てございます。市でも広報やホームページなど様々な手法を活用しまして、こちらも呼びかけ、後押ししてまいりたいと思います。果樹についても同様でございますので、どうかよろしくお願ひします。

脱炭素の取組が進むことで、議員御指摘のようにブランド価値の向上というのも期待できますので、そうした面からも、市のほうでもしっかり後押ししてまいりたいと思います。

○議長（小松穂積） 100億円の取崩しの関係。全体で100億円近い積立金があると。それを介護のところで何とかできないかって聞いてますけれども。介護保険のところ、財源として。佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 議員がおっしゃっているその財源って、基金100億円、どこから来てる100億円か。市全体の話だと思いますけども。財調、それから特定目的の基金ですか。

○4番（安田健次郎議員） 八つだか九つあるんだ。全部ひっくるめて。

○副市長（佐藤博） はい。まずですね、議員のほうから、特に介護について、国の今

の様々な検討は、要するに持続可能性をね、精度を高めるために、今いろいろと議論されております。議員からも御紹介ありましたけれども。まあそれについて、自治体としてね、市のほうとして、いかにもそんな唯々諾々とね、それに従ってるのかというふうな御発言ありましたけども、市長答弁、それから、さっき部長からも細かく説明ありましたように、決してそういうことはない。要は、市のね、本市の進める介護が滞るようなこと、これについては、やっぱり市長の答弁のところでは、慎重の上にも慎重に判断すべきと。要は、やめてくれという話ですよ。例えば、その要介護1・2の方をね、サービスから除外するなんていうのは、みすみす悪くなるのをね、要するに最初のところでしっかりと、早期のうちに対応しなきゃいけないことに、これ反しますし、それからケアプランの作成を有料化するっていうのも、これも利用控えにつながって、結果的には極めて悪くなってから介護サービス事業を使うっていう形になると、これは手に負えなくなるというふうな形で、これはしっかりと我々のほうでも反対の声を上げていきたいと。

ただ一方で、財源問題を中心にしてね、この制度がこの後も続くのかと。要するに25年前に始まったときから見ると、相当このサービスにかかる費用がかさんできていて、今の状態だと現役世代に丸々押しつけるような形で、果たして制度が持続するのかというふうな大きな問題あるわけですよ。それについては、もちろん国のほうでしっかりと対応してもらいたいという思いはあります。答弁の中でも引用しました、全国の自治体の首長方の回答の中に、もちろん8割を超える方が、財源問題については国がしっかりと対応してもらいたいと、国費で対応してもらいたいと。ただ一方で、少し御紹介しますとね、負担を引き上げること、要するに国の交付金の部分を引き上げることが84パーセントですよ。今、利用者負担2割、3割の方々いらっしゃいますよね。通常は1割ですけども、所得に応じてと。この部分については、35パーセントの方が拡大やむなしと。それから、原則2割に引き上げるべきと。12パーセントの方が、やむなしとも言ってるんですよ。

ですから、全部国にやってもらえばこれは楽ですよ。楽。それに越したことはないわけですよ。ただ、やっぱり現場のほうでもそれなりに責任を持ってやっていかなきゃいけないと。国費といってもやっぱりね、我々から、末端からずっと上がっていく国の財政ですので、それをもう頑固反対というふうな形で済むのかという話はやっ

ぱりあると思いますよね。そこをよくよく考えて、我々のほうとすれば、全部が全部駄目と言うのでなくて、この後、国と地方が一緒に考える中でね、いや、この部分はやっぱりのまざるを得ないのかなというふうなところについては、やっぱり前向きに答弁するなり、検討するなりというふうなことを見守っていく必要があるのではないかと。全てオール・オア・ナッシングで反対・賛成という形にはならないかというふうに思っています。

それから、基金につきまして、市全体では確かに相応の財調あります。まあ目的基金も全部入れればですね、ありますけれども、これについては、しっかりとその目的に応じての基金でございますので、これをもちろん安易に介護のほうに費やすですとか、それから国保のほうに費やすということは、国保の答弁にもありますようにね、そういうことのないようにしっかりと、特別会計ですので、その中できちんと回っていくような形にするのが筋だろうというふうに思っています。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） やめようと思ったんだけども、少しだけ。

あのね、国の施策がいいか悪いかっていうことでね、自治体が左右されるべき問題ではない。ひどいことを言えばね、国が戦争やるって言ったらね、自治体がやらなきゃならないかっていう論につながっちゃうんでね、そういう愚論っていうのは私は嫌なんでね、やっぱり国がまずいと思えば、市長会なり一生懸命やってるわけだからね、それでもなおかつ届かなかつたら、自治権というのがありますので、なぜ私がこういう質問するかっていうと、やっぱり市民の要望や願いにね、しっかり責任を負うという立場が自治体の仕事なんですからね、そういう点で私は要望質問みたいなこと言ってるわけで、何も別に積立金があればこれいっぱいあるからそれって趣旨で私は言ったのではないので、まあ要望をかなえれば財調だと思います。ただ、教育基金とか地域振興基金とか、いっぱい集めるとね、結構そのぐらい、100億円近くあるんですよ。で、私方が議会で議論するのは、このぐらいの、例えば町内会の話した。こういう議論をやって、やれないかっていう質問してるわけで、やれなかったらやれない、それは分かります。で、どうしてやれないのかっていう議論になる。でも、私方はやれそうだからやれないかっていう質問をしているわけでね、で、そこね、もし何でもかんでも要求質問やればいいのかっていう問題ではないんだけども、そ

ういう点では私最初から評価してるけれども、男鹿市はね、温暖化対策も、物価高騰対策も、福祉対策もある程度やってます。一番いい例がね、前に訪問キャラバンが来たときに、秋田県の中で全国的に評価する社保協の新聞で記事があります。民間の訪問介護事業所は採算が取れなければ撤退します。介護事業をやる最後のとりでは行政直轄の社協ですと。なくすことはできません。財政支援するのは誰も反対しないと思いますよ。男鹿市って。これ前に福祉課へ来たとき、3年前なんです。これだけ評価されてるんです。それは私分かってるんです。だけれども、今の国の動きを見るとね、まだまだ落ち度がありますので、特に福祉の場合は大変だと思うんです。何回も言うけども。でもやっぱり制度、国が決めたから駄目だっていう問題ではないと思いますので、勝手な意見申し上げて質問を終わります。

○議長（小松穂積） 4番安田健次郎議員の質問を終結いたします。

次に、7番船木正博議員の発言を許します。7番船木議員

【7番 船木正博議員 登壇】

○7番（船木正博議員） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、市政に関心を持っていただき、ありがとうございます。

今回も市民の代弁者として、誠心誠意質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の一般質問は、ごく身近で重要な2点についての質問です。どうぞ御清聴のほど、よろしくお願いいたします。

第1問目は、「男鹿市のクマ対策について」であります。

今、全国的にツキノワグマによる人身被害が急増しており、秋田県内でも里山や住宅地周辺での目撃件数が増加し、深刻な状況となっています。男鹿市においても、市街地や集落、さらには学校周辺にまでクマが出没する事例が相次ぎ、これまで「安全だった場所」にまでクマが出るようになり、市民の不安は高まっています。

他地域では重大な人身事故が発生しており、男鹿市においてもいつ被害が起きてもおかしくない状況であります。強い危機感を持っております。

本市でもクマ出没問題に対し、様々な観点から対策がなされておりますが、市民の命と安全を守る観点から、深刻化しているクマ出没問題について、現状の把握、行政体制、学校・地域の安全確保など、現在取り組んでいる実態と課題を明らかにし、今

後の対応強化を図ることが喫緊の課題であります。

そこで、以下の質問をいたします。

一つ、男鹿市のクマ出没の現状について。

今年度のクマ出没状況や被害状況、また、過去数年との比較について、市としてどのように把握しているのか。また、市内で特に出没が多い地域、時間帯、行動パターンなどに関し、警察・県・猟友会等とどの程度情報共有がされているのか。

二つ、市のこれまでの取組について。

市として、広報や防災無線、パトロール、捕獲許可など一定の取組が行われていると承知しておりますが、男鹿市が現在行っているクマ対策（情報発信、見回り、捕獲対応など）を、体系的にどのように整理して実施しているのか。また、県・猟友会・警察との連携体制は現状どのようになっているのか。特に、緊急時の出動態勢・指揮命令系統は明確なのか。

三つ、市民の「命と安全」を守る視点から。

全国的にも、近年のクマは「人慣れ」「住宅街への進出」「昼間の活動」といった従来と異なる行動を示しており、従来の対策では不十分との指摘がある。男鹿市としても、緊急時の情報伝達の迅速化、住宅地への侵入経路の監視、ごみ、果樹、放置作物等の誘因物対策の徹底、市民教育、地域ぐるみの対策などの課題が挙げられます。いずれも大切な対策という認識の下、取り組んでいると思われませんが、男鹿市の特性を踏まえて、現時点で最も重大な課題は何と捉えているのか。

四つ、学校・子どもの安全確保、学校現場の対応について。

全小・中学校におけるマニュアルに基づく訓練・指導の実施状況はどうか。また、登下校時、部活動の終了時間など、「最も危険な時間帯」への対応は十分か。さらに、地域・保護者との連携は重要であるが、学校・地域・自治会が連携した見守り体制を構築する考えはあるか。

五つ、クマの捕獲・駆除について。

猟友会員の高齢化や出動回数増加による負担といった現実的な課題があるが、発見時の捕獲判断はどのような基準で行っているのか。また、危険個体の迅速な捕獲体制は現状で十分と言えるのか。

六つ、今後の対策・具体的提案について。

男鹿市の地形や集落配置を考慮すると、以下のような施策が必要でないかと考える。

①早期発見の強化に向けて。

市内における危険エリアへの「A I 自動カメラ」の導入、リアルタイム通報システム、市民からの通報アプリの整備など、I C Tを用いた監視・情報共有の強化に向けた市の見解はどうか。

②誘因物対策の徹底に向けて。

放置果樹の伐採支援、ごみステーションの強化、農作物被害への補助や点検など、市民と一体となった取組が不可欠である。誘因物対策について、市民・農家・地域との協働をどのように進めていくのか。

③危険個体対応の迅速化に向けて。

猟友会員の減少が深刻である。緊急捕獲隊の編成、若手ハンター育成支援、出動手当の拡充などが必要と考えるが、捕獲体制の強化や猟友会支援について、市の今後の方針を伺う。

④市民・観光客等への情報提供・教育の強化に向けて。

男鹿市は観光客も多い。事故防止のため、学校教育、地区集会や自治会での講習会、観光客向けの防災情報の提供などが必要と考える。市民・観光客に向けた啓発や教育に関して、市はどのように充実させていくのか。

以上が「男鹿市のクマ対策について」の質問でした。

市民の命と安全を守るためには、「出没したら知らせる」だけでなく、「出没させない環境づくり」「早期発見」「迅速な対応と捕獲」という三本柱が欠かせません。男鹿市としても、より総合的かつ実効性のあるクマ対策を進めていただくことを強く望みます。

次に、第2問目は、「令和8年度予算編成方針について」の質問であります。

予算編成方針は、市が次年度の行政運営や政策展開の方針を示す重要な指針であり、住民福祉、市財政の持続可能性、将来都市像などを反映した骨格を決めるものである。

現在、男鹿市は次期総合計画を策定している最中であるとともに、行政改革大綱もこの計画に統合するとしており、令和8年度は、その新しい総合計画の初年度に位置

づけられている。

今後も人口減少と高齢化が加速するとともに、物価高や人件費上昇の影響が続く見込みであり、これまで以上に「選択と集中」が求められている。こうした環境の中で、どのような方針で予算を組もうとしているのか。編成方針を詳細にただし、市としてどのようなビジョンを持って予算を仕分け、投資すべきと考えているのか。以下に質問する。

一つ、新年度予算編成に当たっての主たる重点施策と予算配分はどのようなものか。

二つ、重点施策に対してK P Iを設定し、市民や議会が進捗を確認できる体制を整備する考えはあるか。

三つ、令和8年度は新総合計画初年度であり、中長期視点の重点投資・優先施策を明確化することが必要である。初年度予算の編成に当たり、中長期の戦略性をどう確保するのか。

四つ、財政調整基金・債務管理を含め、リスク管理策と財源確保策について、どのように考えているのか。

五つ、予算編成方針の内容を市民や議会が理解できるよう、説明会や資料公開を充実させる必要がある。市民・議会への情報共有・説明責任をどのように強化する予定か。

六つ、職員数の適正化、業務効率化、D X推進などによる持続可能な行政運営が必要である。I C T活用やA I導入など、行政改革によるコスト削減と効率化の方針はあるか。

最後に、男鹿市は今、総合計画の転換点にあります。令和8年度予算はその新しいビジョンを具現化する最初のステップであり、安定性だけでなく戦略性が問われる重要な年です。

厳しい財政環境の中でも、市として 選択と集中、将来負担への備え、住民への説明責任、そして行政力の強化を通じて、持続可能で市民に信頼される予算編成を実現していただきたい。

以上、大きく分けて2項目の質問でした。市長の意欲ある御答弁を期待しております。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 船木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、クマ対策についてであります。

まず、クマの出没傾向は、市街地を含めた市内の広い範囲で目撃や足跡が確認されており、出没する時間帯は、夜明けから午前中や夕方に多い傾向にあり、餌を求めて人里近くの柿や栗の木に登って実を食べた痕跡等の行動パターンも確認されております。

情報共有につきましては、目撃情報を受けた場合、その都度、警察や猟友会等と時間や場所、クマの状況について情報を共有した上で、一緒に現地を確認していることから、これまでほぼ全ての事案について、情報の共有と円滑な連携体制が確立されていると認識しております。

次に、これまでの取組についてですが、クマ出没への対応は、市の「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」に基づいて、迅速に体系的に行われております。

目撃情報を受けた場合、警察や猟友会と共に現地確認を行い、防災行政無線や県の情報マップ「クマダス」等により注意喚起しているほか、周辺を警戒し、必要に応じて猟銃や箱わなによる捕獲を行っております。

なお、クマ出没など緊急時の指揮命令系統としまして、猟友会については、市の非常勤特別職である鳥獣被害対策実施隊の隊員として、隊長である農林水産課長からの命令により出動するものであり、警察については警察の職務として、市と連携してクマの対応に当たるものであります。

次に、現時点において最も重大な課題についてであります。

本市は半島という地理的特性もあり、かつてクマはいないと言われ、実際、これまで他の地域と比較して目撃情報が極めて少ない傾向にありましたが、近年は頻繁に出没しております。

この状況を踏まえ、本市のクマ対策において最も重要なことは、まずはクマの侵入を許さず、侵入してしまったクマは全て排除し、本市からクマを根絶させることであると考えております。

今後とも、クマの侵入を防止するため、餌となる集落周辺の柿や栗の木の伐採、や

ぶの刈払い等による見通しの確保に努めるとともに、侵入したクマの排除のため、猟銃や箱わな等による捕獲を徹底してまいります。

次に、クマの捕獲及び駆除についてであります。クマの捕獲は「出沒対応マニュアル」を基本に、安全性の確保など、現場の状況を踏まえて判断しております。

具体的には、現場に到着したときにクマがいる場合は、知事から許可を受けている有害駆除として銃による駆除を検討しますが、市街地が近く、ハンターの半径200メートルに10軒以上人家のある場合は、緊急銃猟を検討します。

また、現場にクマがいない場合でも、頻繁に同じ場所に出沒する場合には、箱わなの設置を検討しますが、いずれの場合にあっても、市が判断を行うこととしております。

捕獲体制については、現在、本市には箱わなが9基あり、そのうち最大7基が同時に設置された実績がありますが、高齢化している猟友会にとって設置や運搬は大きな負担であることから、市職員も一緒に対応することで、何とか運用している状況であります。

今後、クマ出沒が著しく増加した場合に備えて、体制の効率化など運用の工夫が必要と考えております。

次に、今後の対策についてであります。

クマの早期発見と迅速な情報共有を図るため、ICTの導入は非常に有効な手段であると認識しております。

現在、箱わな設置後は、猟友会が目視で確認する手法を取っておりますが、クマ出沒の増加に伴い複数の箱わなを常設していることから、作業負担の軽減はもとより、危険を回避する観点からも、箱わなにつける自動撮影カメラを導入することとしております。

また、目撃情報を受けた場合には、速やかに、防災行政無線や県の情報マップ「クマダス」などで周知しており、情報の提供については他の市町村に比べてリアルタイムで実施していると認識しており、議員御提案の通報システムや通報アプリについては、現時点で必要ないと考えております。

来年度以降にあつては、目撃情報のあつた周辺でドローンによる追跡調査が可能となるよう体制の整備を検討してまいります。

次に、誘引物対策についてであります。クマによる人身被害や農作物被害を未然に防ぐためには、クマを人里に引き寄せる誘引物の除去を徹底することが最も重要であると認識しており、宅地等の柿や栗の木などクマを誘引する樹木の伐採・処分費用への助成事業を継続してまいります。

また、今月の広報で、規格外の農作物や摘果したものなどを適切に処分すること、ごみの収集日を守り、当日の朝にごみを出すこと、生ごみ残飯などのコンポストの利用は控えることなどについて、特集を組んで周知したほか、町内会等と連携し、ごみステーション等の管理を徹底してまいります。

今のところ農作物被害は発生しておりませんが、今後の発生に備え、電気柵購入費に対する助成制度の創設について検討してまいります。

次に、捕獲体制の強化や猟友会支援に関する今後の方針についてであります。猟友会会員で組織する鳥獣被害対策実施隊は、70歳以上の方が半数を超えるなど高齢化が進んでおり、隊員の確保が急務となっております。

このため、広報等により隊員の募集を行うとともに、狩猟免許の取得や猟銃の購入費用に対する助成制度を設けており、これまで6名が新たに隊員となっております。

また、クマ捕獲に対する多大な負担に配慮し、今定例会において出動報償などを大幅に引き上げる予算を計上しているほか、緊急銃猟時の実施隊について先月12日に訓練を実施しており、緊急時に速やかに編成できるよう体制を整えております。

次に、市民や観光客への情報提供についてであります。市では、これまでも「クマダス」や市ホームページにおいて目撃情報等を随時発信しているほか、テレビ回覧板や広報おがでクマへの対処方法を掲載するなど周知に努めるとともに、観光施設等の周辺にクマが出没した場合には、看板等を設置して注意喚起を図っております。

事故防止の講習会等については、市内でクマ出没が相次いでいることから、10月31日に船川こども園において避難訓練を実施しておりますが、今後は様々な機会を捉えて、市民の安全・安心のための講習会等を実施したいと考えております。

御質問の第2点は、令和8年度予算編成方針について、まず、重点施策についてであります。

本市の財政運営は、市税の増収が見込めない状況の中で、収支均衡の確保と将来への投資に要する財源の捻出に努め、健全かつ持続的な行財政運営を図ることを基本と

しておりますが、船越こども園の整備や船越小学校の改修等の大規模公共投資の起債償還が本格化することに加え、長引く物価高騰や賃金上昇に伴い維持管理費等の物件費が増加するなど、引き続き厳しい状況が続く見込みであります。

こうした中、令和8年度の当初予算編成に当たっては、現在策定を進めている次期総合計画の下、「産業力の強化」「子育て環境日本一への取組」「防災力の強化」の三つを新たに重点戦略に位置づけ、これに基づく新規事業や既存事業の拡充などを積極的に措置してまいりたいと考えております。

また、次期計画においては、施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定することとしており、行政評価制度を通じて施策事業の効果や妥当性を客観的に検証し、より実効性の高い施策を企画・立案し、果断に実行に移してまいります。

なお、効果の検証に当たっては、市民の代表や有識者からなる総合計画策定協議会において提言等をいただきながら、結果を市ホームページ等で公表してまいります。

以上のような基本方針を踏まえ、これまで取り組んできた事業の成果と課題を検証しながら、現在、各課で鋭意予算編成作業を行っているところであります。

次に、財源確保策と市民・議会への情報共有・説明責任についてであります。

令和6年度決算では、実質公債費比率及び将来負担比率は共に早期健全化基準の範囲内ではありますが、人件費等の義務的経費の増大により経常収支比率が96.7パーセントと、過去10年間で2番目に高い水準となっており、財政の硬直化が一段と進行しております。

一般的に人件費や扶助費、公債費などの義務的な支出が膨らむと、臨時的な経費や裁量的な経費に充てる財源の確保が厳しくなり、政策目標の実現にも影響を及ぼすことから、健全な財政運営を図るため、歳入面では、ふるさと納税や国の交付金・補助金の積極的な獲得に努めるとともに、市債の借入れに当たっては、交付税算入率など各事業の適債性に即した最も有利な資金調達を選択し、適切な債務管理に努めてまいります。

また、財政調整基金は、令和6年度末では約24億2,000万円の残高でありましたが、令和7年度の当初予算で9億円、その後の補正予算を含め、合計で約11億2,000万円を取り崩しており、現時点での基金残高は約14億9,000万円となっております。

財政調整基金は、こうした年度間の財源調整のための基金で、経済事情の著しい変動等による財源不足や大規模災害等に対応するため、一定額を安定的に確保する必要があります。

今後の財政運営は厳しさを増すことが予想されますので、過度に財政調整基金に依存することなく、財政規律の順守を念頭に、標準財政規模の20パーセント以上の確保に努めてまいります。

なお、情報共有等の強化については、行財政運営の透明性を確保するとともに、各年度の予算編成方針や、年度ごとに主要施策や事業を分かりやすくまとめた「当初予算の概要」を市ホームページにおいて公表し、周知に努めております。

次に、行政改革によるコスト削減と効率化の方針についてであります。

本市では、平成17年3月の市町合併以降、総合計画に掲げる将来像の実現を図るため、行政改革を全庁的な課題と捉え、社会情勢や市民ニーズの変化に対応しながら、5次にわたり行政改革大綱を策定し、各種取組を推進してまいりました。

これまでは、総合計画と整合性を図りつつ別々の計画として策定してきましたが、行政改革は常に取り組みべき課題として次期計画に統合し、大綱の基本方針や取組の柱を継承して推進していくこととしております。

次期計画における政策の一つ「持続可能な行財政運営」においては、「組織力強化とデジタル技術を活用した行政事務の効率化」「多様化する市民ニーズにしっかりと応えていける力と意欲を持った職員の育成」「多様な行政課題に対応できる柔軟な組織形成」などを政策の目標・取組方針としております。

取組の一例を申し上げますと、行政事務の効率化と事務環境の向上のため、生成AIを活用した業務の見直し、庁内システムやネットワーク、業務端末の更新など、職場環境の整備を進めてまいります。

また、職員数については、行政改革大綱の定員管理計画において、職員数の維持と年齢構成のバランスの確保を図るため、従来の退職者を補充する形から、毎年一定数の採用を行う方式に改めており、現在作業を進めている来年度以降の定員管理計画においても同様に、定年年齢の段階的引上げも踏まえ、職員数の適正化に努めてまいります。

学校・子どもの安全確保、学校現場での対応についての御質問は、教育長より答弁

いたします。

私からは以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 船木議員の御質問にお答えします。

男鹿市のクマ対策のうち、子どもの安全確保や学校現場での対応についてであります。

まず、小・中学校でのマニュアルに基づく訓練・指導の実施状況として、各学校では教育委員会が昨年6月に策定した「熊出没対応マニュアル」等を基に、クマとの遭遇を避ける方法や、遭遇してしまった際に身を守る方法などについて、全校集会や毎日の帰りの会を通して指導しております。

また、各学校では、近隣でクマの目撃や足跡の発見といった情報があった場合には、当面の間、屋外での体育の授業や部活動、休み時間の外での活動を控え、校内での学習や活動に切り替えているほか、学校敷地内へのクマの侵入が確認された際には、校舎1階の施錠を徹底する措置を講じております。

市内でのクマとの遭遇については、いつでも、どこでも、誰でも起こり得る状況にあることから、児童生徒・教職員の安全を確保し、適切かつ迅速に対応できるよう、クマの侵入を想定した避難訓練についても、今後検討してまいります。

次に、登下校時や部活動の終了時間など、「最も危険な時間帯」への対策についてであります。

現在、各学校では児童生徒が安全に登下校できるよう、保護者による送迎を要請するなど、各家庭に協力をお願いしております。

また、スクールバスの運行については、児童生徒を学校の玄関前で乗降させるとともに、運行経路を変更し、可能な限り児童生徒の自宅近くまで送迎する措置を取っております。

さらに、クマの目撃情報を基に人的被害に及ぶ危険性が高いと判断した際には、児童生徒を学校に待機させ、保護者への引渡しを行っております。

次に、学校・地域・自治会が連携した見守り体制の構築についてであります。

各学校では、登下校中の児童生徒を交通事故や犯罪から守るために、従前より地域

住民やスクールガード等のボランティアの方々に見守り活動を行っていただいております。

しかしながら、市内各地域で毎日のようにクマの目撃情報が寄せられる中での見守り活動は、クマ撃退用のスプレーを全員に配付したとしても危険を伴うものであり、継続した活動の依頼については慎重にならざるを得ません。

クマの出没に対する登下校時の安全対策として、現在、男鹿警察署には、登校時間帯に校門付近への警察官の配置や、登下校の時間帯を中心に通学路周辺のパトロールの強化をお願いしております。

今後も、警察との連携を密にしながら、児童生徒の登下校や学校現場の安全確保に最善を尽くしてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） 御答弁どうもありがとうございました。もうかなり納得のいく御答弁です。

クマですけども、いろいろ今までしっかり取り組んでもらってございまして、内容もよく分かっております。これ、いつまで続くか、今のところまだ見通しが見つからないので、その辺のところはしっかり対処していただきたいと。

クマ問題は、今、一時的なものではなく、今後もまた続くと思いますので、やっぱり継続的な、構造的な問題として取り組んでいただいでですね、具体的な戦略で対処して、それを酌みながら対処していただければありがたいと思いますので、安全面にしっかり留意して、今後も対策を進めていってもらいたいと思います。

それから、教育委員会のほうのマニュアルですけども、これ全国的に注目されて、すばらしいことをやってくれたなと思います。ありがとうございます。そのとおりにまた進めていただきたいと思います。

あと、新年度予算ですけども、これ、次期総合計画のスタートの年と重なりますので、最初のスタートとなる大切な年ですので、安定性だけでなく、戦略性も少しね、加味しながら取り組んでいただければありがたいと思いますので、そういうふうに進めていってもらいたいと思います。

ということで、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 7番船木正博議員の質問を終結いたします。

次に、2番古仲清尚議員の発言を許します。2番古仲議員

【2番 古仲清尚議員 登壇】

○2番（古仲清尚議員） 会派明政会の古仲清尚でございます。

12月定例会、本会議一般質問3日目、最後の登壇者となりました。引き続き御清聴を賜りたいと存じます。

それでは、通告に基づき、質問に入ります。

主題1は、「市保有情報資産の管理・運用について」であります。

情報通信インフラの進展により、社会生活のあらゆる場面でデジタル技術の利用が浸透する今日、社会基盤的機能を発揮するデジタル領域は拡大を続けております。

そうしたデジタル活用が社会のあらゆる面で拡大する一方で、情報システムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃により、不正アクセス、情報漏えい、情報改ざん、システム障害等が大きな社会問題となっており、地方自治体にとっては、もしもの場合、住民情報の流出はもとより、行政サービスの停止、中断など、社会的信用の失墜や行政機能に甚大な被害を及ぼす危険性を秘めております。

申し上げるまでもなく、地方自治体は、住民基本台帳など住民情報や税務情報、公営企業の経営情報、また、公立病院等における診療情報など、行政サービスの基盤として住民の生活に直結する極めて重要な情報を取り扱っております。

今や行政サービスの基盤として、情報システムの運用は欠かすことができない中、安全な行政サービスを維持するためには、情報システムを安定的に保ち、情報セキュリティに関する脅威や変化への対応など、脆弱性への対策が重要になります。また、モバイル端末やクラウドサービス等の技術導入に際しても、それらの環境変化に想定される情報リスクや新たな脅威の発生等に対し、慎重に対応を図っていく必要があるかと考えます。

本市においても、平時はもとより、災害発生時やインフラ障害への対応など、市が保有するあらゆる情報資産を適切に管理・運用する必要が求められております。

国の動向では、令和6年6月、地方自治法が改正され、地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化が法的に義務づけられました。この背景には、近年の行政DXの進展や、国と自治体間のネットワーク連携の拡大、社会的なサイバー攻撃

の高度化・多様化などが存在します。

近年では、全国の自治体や公的機関に対して相次いでサイバー攻撃による被害が確認されており、中には情報漏えいのおそれもあるとのこと。

また、民間事例ではありますが、本年9月、国内大手飲料メーカーの基幹システムがランサムウェア、いわゆる身代金要求型ウイルスにより攻撃され、自社のみならず関係企業に深刻な影響が及んでいる報道がありました。同社は、一部工場の出荷遅延、海外事業の受発注停止、社内ネットワークの遮断など複数の機能不全が同時発生し、今なお完全な復旧には至っておらず、その影響は世界的な生産・物流に及ぶとされております。

こうして、日常的にも、サイバー攻撃の脅威が実社会においても身近に感じられる様相を呈している中、自治体分野においては、複雑・巧妙化しているサイバー攻撃の脅威により、行政に重大な影響を与えるリスクが想定されるため、それを担う情報システムにおいては、機密性はもとより、可用性や完全性の確保にも十分配慮した、情報システム全体の強靱性の向上が求められております。

地方自治体の情報システム・ネットワークにおいても、クラウドサービスの普及を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、クラウドサービスの利用等に対応した必要なセキュリティ対策が示されています。システムの標準化については、2023年9月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、原則として2025年度までに基幹業務システムを標準準拠システムに移行することとされています。

劇的に、革新的に進歩が進む情報システムの進展に対し、自治体としてどこまで実装すべきかという課題もあろうかと思いますが、まずは国が示す自治体の情報セキュリティレベルを担保するため、国が示すポリシーに準じたセキュリティ対策の構築、有事の際、市が関わる様々なシステムにおける業務継続対応の見通し、日常のセキュリティに関するリテラシーの浸透など、世相に鑑みた対応が求められておりますが、本市における情報セキュリティのリスクマネジメントについて、見解をお伺いいたします。

次に、主題2、「HPV感染症対応について」であります。

HPV、ヒトパピローマウイルス感染症は、いわゆる子宮頸がんを主として、肛門

がん、膣がんなど、多くの病気の発生要因となり得る感染症であり、国立がん研究センター調べによりますと、国内では毎年約1万1,000人が子宮頸がんを発症し、約2,800人が命を落とされています。

HPV感染症による子宮頸がんへの主な対応では、感染を遮断するためのHPVワクチン接種による一次予防、子宮頸がん検診、スクリーニング検査による早期発見・早期治療の二次予防があり、HPVワクチンの接種においては、2009年に国内で承認され、2013年4月から法に基づく定期接種に指定され、小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象とした公費助成による接種が開始されました。その後、HPVワクチンによる副反応の疑いなどから、同年6月に国がHPVワクチンの積極的接種勧奨について差止めの勧告に至った経緯があります。

厚生労働省は、2021年11月12日、HPVワクチンの国内外における有効性や安全性に関するデータの蓄積から、積極的接種勧奨を再開し、国の積極的接種勧奨が停止されていた世代において、定期接種の機会が失われていた女性を救済する策としてのキャッチアップ接種や、定期接種が実施されてきました。

また、男性へのHPVワクチン接種については、男性自身を病気から守るためにも、将来の大切なパートナーを守るためにも有効性が示されており、HPVワクチンは、男性も罹患の可能性がある中咽頭がん、肛門がんなどを予防できるとされています。

これまで男性へのワクチン接種については、HPVの四つの型に対応する4価ワクチンが9歳以上の男性への接種として承認されていましたが、新たに9価ワクチンが承認されました。現在、男性への接種は定期接種でないため、費用は接種者が全額負担となり、1人合計3回の接種をした場合、4価ワクチン（ガーダシル）でおよそ5万円から6万円程度、9価ワクチン（シルガード9）でおよそ8万円から9万円程度かかるとされています。

公衆衛生のさらなる前進のため、国においても、男性への接種について公費助成の定期接種化に向け検討がされており、全国の自治体では、東京都をはじめとして助成対応に向けて動きが拡大しており、また、県内においては、にかほ市が令和5年度から、横手市が令和6年度から、中学1年生から高校生相当の男性を対象に助成を行っています。

そこで、本市のHPV感染症対応の現状、そして男性へのHPV対応についての御見解をお伺いたします。

以上でございます。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 古仲議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、市保有情報資産の管理・運用、サイバーセキュリティー対策の強化に向けた市の対応についてであります。

地方公共団体における情報セキュリティー対策につきましては、これまで、国が示したガイドラインを踏まえつつ、各自治体の実情に応じた対策を自主的に講じてきたところであります。

しかしながら、近年、国や地方公共団体、民間企業、住民の間でネットワークを通じた相互接続が一層進展したことにより、一自治体の対策の不備や不適切なシステム利用が、他の自治体等の情報セキュリティーにも脅威となり、その安全性や信頼性に影響を及ぼすおそれが高まっております。

こうしたことから、地方自治法が改正され、地方公共団体の責務として、サイバーセキュリティーを確保するための方針を定めて公表するとともに、その方針に基づき必要な措置を講じなければならないとされたところであります。

本市では、既に「基本方針」と「対策基準」からなる「情報セキュリティーポリシー」を定めており、このうち「基本方針」を地方自治法に定める方針に位置づけ、令和8年3月までに市ホームページで公表すべく、現在、国の指針を踏まえ見直し作業を進めております。

また、庁内ネットワークのセキュリティー対策として、社会保障や税、住民記録を扱う「マイナンバー利用事務系」、財務会計や文書管理など内部管理事務を取り扱う「L G W A N接続系」、外部とつながる「インターネット系」の三つのネットワークを分離する、いわゆる「三層分離」の対策を講じております。

基本的にこれら三つのネットワークは互いに直接データのやり取りができないようになっており、外部のインターネット上からサイバー攻撃を受けても、最も重要なマイナンバー利用事務系への侵入が極めて困難な構造とすることで、情報システム全体

の強靱化を図っております。

さらに、インターネットからの脅威に対応するため、高度なセキュリティー機能を有する「情報セキュリテイクラウド」を東北・新潟7県で共同調達しており、これを利用することで、外部からの不正アクセス・内部からの異常通信を監視しております。

併せて、メールを安全に使用するための「無害化」処理やウイルス対策ソフトの導入、USBメモリの使用状況等を監視する情報資産管理システムなど、サイバー攻撃等に対するセキュリティー対策を講じております。

また、本市の情報システムについては、相談業務など市独自に調達している一部システムを除き、既にクラウド化しておりますが、本年12月からは、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化により、個人住民税や児童手当など20業務をより強固なクラウド環境へ移行しております。

これらのクラウドシステムでは、定期的にデータのバックアップを実施しており、サイバー攻撃や災害など予期せぬ事態が発生した場合でも、データ復旧や管理が容易にできる体制を取っております。

さらに、住民情報に係るシステムについては、庁内に障害発生に備えたバックアップ端末を設置しており、災害等により大規模な被害が発生した場合でも、最低限の業務が継続できるよう対策を講じております。

一方で、ランサムウェアなどによるサイバー攻撃のリスクの高まりを見ますと、システムに対する技術的な対策とともに、職員一人一人が個人情報などの重要な情報を取り扱っているという意識をしっかりと持ち、情報を適切に管理していくことが重要であります。

本市では、過去のUSBメモリ紛失事案を教訓に、会計年度任用職員を含む全職員を対象として、eラーニングを活用した複数の研修を実施し、情報セキュリティーの考え方から個人情報の取扱いまで基本的な知識の習得を進め、フィッシング対策、疑わしい兆候の迅速な報告の徹底を図っております。

加えて、情報セキュリティーを所管する総務課職員につきましては、サイバー攻撃を受けた場合を想定した、より実践的な演習を実施しており、迅速かつ適切な初動対応ができる職員の育成に取り組んでおります。

これまで本市では、情報セキュリティーポリシーの運用に加え、システムやネットワークに関連する事業者、国や県などと連携した初動対応を行う体制を取っておりますが、サイバー攻撃や災害といった有事の際には、初動対応だけでなく、その後の業務継続を事前に整理し、行政事務を停滞させないことが重要となります。

現在作業を進めているサイバーセキュリティー確保に向けた基本方針の策定と併せて、対策の実行確保と対策レベルの一層の強化を図るため、初動対応手順に加え、業務継続の手順についても整備を進めてまいります。

御質問の第2点は、HPV感染症対応について、まず、HPV感染症対応の現状についてであります。

HPV感染症が予防接種法におけるA類疾病に指定されたことで、平成25年4月からHPVワクチンが定期接種の対象となりましたが、同年6月、副作用の疑いと健康被害の報道などから、積極的に接種を促すことが控えられました。その後、ワクチンの有効性や安全性が再確認されたとして令和4年から再開され、この間に接種できなかった対象者へはキャッチアップ接種が行われたところであります。

本市においては、いつときのネガティブなイメージの払拭を図りながら、広報やホームページ等で積極的な接種を呼びかけるとともに、はがきによる個別通知を粘り強く継続した結果、今年9月時点での接種率は、キャッチアップ接種対象者が59.2パーセント、また、定期接種最後の適用年齢である高校1年生相当の対象者では51.9パーセントとなっております。

いずれも国の接種率を上回っておりますが、まだ十分な状況でないことから、接種率向上のため、引き続きワクチン接種に係る正しい知識の普及・啓発や、はがきによる個別通知などにより勧奨に努めてまいります。

次に、男性へのHPV対応についてであります。

ヒトパピローマウイルスの遺伝子型は200種類以上あり、感染してもほとんど自然に治りますが、男性においても、肛門がんや尖圭コンジローマなどの疾患の原因になることから、これらの感染予防が期待できることに加え、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防につながる可能性があるとして、男性へのHPVワクチンは任意の接種とされております。

男性への対応については、令和2年12月に4価HPVワクチンが承認され、さら

に本年8月には9価ワクチンが薬事承認されるなど、対応が進んでいるものと認識しておりますが、国の審議会では、安全性については問題ないものの、費用対効果や女性の子宮頸がんへの間接的な予防効果等については明確でないことから、引き続き議論を行っていくこととしております。

市といたしましても、男性の定期接種化については、引き続き国の動向を注視し対応してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

---

午後 0時02分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

再質問ありませんか。

○2番（古仲清尚議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 2番古仲清尚議員の質問を終結いたします。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日9日、午前10時より本会議を再開し、議案に対する質疑を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

---

午後 0時03分 散 会